

サブスクリプション約款

前文：サブスクリプションに基くサービスは、本約款に従って提供されます。お客様が、別途有効期間が特定されているノベルの数量購入契約（MLA, VLA, ALA または SLA）を締結していない限り、本約款は、サブスクリプションの提供期間中有効とします。

1. 適用範囲

本約款は、ノベルのアップグレード・プロテクション（メンテナンスに含まれるアップグレードおよびアップデート権限を意味します）、技術サポートまたは、お客様が購入するその他のサービスに提供されます。アップグレード・プロテクションサービスには、インテグレーションサービス、アップグレード又はアップデートのインストールサービス及びその他本約款に明示されていない如何なる特典も含まれていません。

2. アップグレード・プロテクションの特典

特定のインストレーション済みノベル製品に対してアップグレード・プロテクションを購入することで、お客様は、アップグレード・プロテクションが有効な期間中にノベルが出荷する全てのアップグレードおよびアップデート(以下に定義)を、お客様が購入されたインストレーション数まで、インストールし、使用することができます。アップデートとは、SUSE LINUX 製品に含まれる機能上の障害(プログラムバグ)の修補又は修補の編集版を意味します。アップグレードとは、SUSE LINUX 製品の新バージョンを意味し、同一商品名における小数点の直前又は直後の数字が変更されたもの(例えば SLES 8.0 から 9.0)をいいます。もし、提供された製品が、アップグレードなのか、新たな製品なのか区別が付かない場合には、ノベルの判断が、優先的に適用されます。但し、ノベルは、他の最終利用者と同じ条件の判断を下します。もし、ノベルが、あるアップグレードまたはアップデートの販売開始した場合には、ノベルは、お客様に対し、当該販売開始後、合理的な期間内に、当該アップグレードまたはアップデートを提供します。

ノベルは、当該アップグレードまたはアップデートの提供を定期的に行うことを行証するものではありません。

*アップグレード・プロテクションは、サブスクリプションまたはメンテナンスの注文により購入することができます。

3. 緊急かつ予防措置としてのアップデート

ノベルは、自らの判断で、その使用に従った適正な SUSE LINUX 製品の機能に悪影響を及ぼすソフトウェア上の瑕疵、すなわちプログラムのバグへの対応策又は

防止策として、アップデートを発行することが有ります。ノベルは、ノベルのホームページ上で新たなアップデートが公表された場合には、速やかにその旨を電子メールでお客様にお知らせします。当該電子メールによるお知らせは、アップグレード・プロテクションの登録時にお客様より頂いた電子メールのアドレスに通知されます。

4. 報告

お客様は、お客様がノベルに提供する情報の完璧さ及び正確さがアップグレード・プロテクションサービスを提供するノベルの能力及び要望に影響することを理解するものとします。お客様によって購入されたアップグレード・プロテクションは、お客様の利益及びアップグレード・プロテクションが提供されるノベル製品の特定のインストレーションに限り使用されることが意図されています。

お客様がアップグレード・プロテクションを購入する場合には、お客様は、インストールされているノベル製品の全ての複製について、それを購入しなければなりません。アップグレード・プロテクション（又は保守）がノベルの標準価格表のサーバー当たりの価格で購入されているノベル製品については、その各複製は、当該製品に該当するアップグレード・プロテクションの品番あるいは型番に対応した機器にインストールされていなければなりません（例えば、2個のCPU用SUSE LINUX Enterprise Server年間アップグレード・プロテクションの型番は、8個のCPUを搭載した機器にインストールされた本ソフトウェアの複製に対するアップグレード・プロテクションをカバーするために使用されません。）アップグレード・プロテクションの指定範囲外の使用は、本契約に対する重大な違反となります。お客様が、既にインストールされているノベル製品の複製数を増やそうとする場合には、お客様は、ノベルあるいはノベルの指定販売店からインストールされる追加複製ごとにアップグレード・プロテクションを購入しなければなりません。更新に際してお客様が提出する注文書又はアップグレード・プロテクションの支払いは、アップグレード・プロテクションが適用されているノベル製品の全ての複製数に対応するアップグレード・プロテクションの注文または支払いとみなされます。本約款期間及び本約款有効期間終了又は解約後、最低3日前までに書面で通知の上、自らの費用でお客様によるアップデート・プロテクションの購入とその使用、これに関する記録及び支払いを調査することができるものとします。万一、お客様が、支払うべき金額を支払っていない場合には、お客様は、実際にインストールされた数量の複製に相当する必要数のアップグレード・サポートをノベル又はノベルの正規販売店から購入し、この支払いを行うものとします。

5. 保証の制限、責任の制限、権利留保

別途法律で定められる場合を除き、ノベル、ノベルの販売店およびその他のパートナー（以下「パートナー」という）は、適商性、特定目的に対する適合性、権限の正当性及び第三者の権利に対する不侵害に関する默示の保証を含む明示、默示及び法定の保証または諸条件の全てから免責されるものとします。ノベルの使用許諾契約書に規定されている場合を除き、ノベルは、ソフトウェア又はサービスに関する如何なる保証も行いませんし又これを提示することもありません。

ノベルおよびパートナーは、ソフトウェアまたはサービスが、お客様を満足させるものであること、また、ソフトウェアの稼動が中断しないことを保証するものでもありません。ノベルまたはパートナーは、本約款で明示的に許諾されている以外の全ての権利を留保し、いかなる追加の権利、許諾も行うこともありません。

ノベル、パートナーおよびその子会社または従業員は、本契約、損害賠償責任が契約違反によるものであるか不法行為によるものであるかを問わず、ソフトウェアまたはサービスの利用または利用不能から生ずる間接損害、特別損害又はその他の二次的あるいは結果損害に対する賠償責任（業務の中止、商機、利益、使用利益又はデータの喪失等に対する賠償責任を含む）から免責されるものとします。なお、当該賠償責任は、上記の損害が予見できたとしても免責されます。

ノベル、パートナーおよびその子会社または従業員による財産または人身に対する直接損害に対する賠償責任は、如何なる場合にも、総額で、当該賠償請求の対象となったソフトウェアまたはサービスに関してお客様によって実際に支払われた金額の1.25倍に相当する金額を上限とします（ソフトウェアまたはサービスが無償で提供された場合は、50米国ドルを上限とします）。

6. 管轄法等

本約款は、日本法に従って解釈されます。本約款は、お客様とノベルおよびサービスに関連したパートナー間におけるサービスに関する全ての合意です。本約款は、本約款に関する締結権限を有する法人による書面契約の締結の場合に限り修正されるものとします。